

平成30年7月2日

提携金融機関ご担当者様

全国保証株式会社

### 平成30年大阪北部を震源とする地震による「災害特別融資保証」の取扱いについて

平成30年大阪北部を震源とする地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。  
弊社といたしましては、罹災者支援を目的として、「平成30年大阪北部を震源とする地震」の罹災者の皆さまへの融資につきまして、住宅ローン事務取扱要綱に定める「別途基準Ⅶ 災害特別融資保証」の取扱いを開始いたしました。  
被災地の皆様の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

#### 記

##### <対象となる災害等>

「平成30年大阪北部を震源とする地震」

※：平成30年6月18日大阪北部を震源とする地震により発生した災害（現在名称は発表されておきませんので仮名称です）

##### <対象期間>

平成30年7月2日（月）から平成31年3月末日 弊社受付分まで

※：状況により期間を見直す場合がございます。

##### <留意事項>

今般の災害につきましては、「罹災証明書」のほか公的機関が発行する被災を確認できる証明書でも代用できます。

以上